

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（教委・総務課）

一 趣旨

県立特別支援学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進等に
対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百二十六人 ↓ 七百二十九人（十三人）

三 施行期日

令和五年四月一日